

主な税金の控除や減免

所得税、市民税・県民税、相続税、贈与税、消費税及び地方消費税、個人事業税

◆ 手帳をお持ちの方が税の申告をする際に、控除が受けられます。

要件		障害者控除 ※ (特別障害者)		障害者控除 ※ (障害者)		小規模企業共 済等掛金控除	問合せ
		身障手帳1・2級 療育手帳「A1、A2」 精神手帳1級		身障手帳3～6級 療育手帳「B1、B2」 精神手帳2・3級		心身障害者 扶養共済制度 の加入者	
◎所得税	所得 控除	本人	40万円	本人	27万円	支払った 掛金額の合計	諫早税務署 22-1370
		扶養 親族	40万円 (同居は75万円)	扶養 親族			
◎市民税 ・ 県民税	控 除	本人	30万円	本人	26万円	支払った 掛金額の合計	市役所 市民税課 又は各支所 地域総務課
		扶養 親族	30万円 (同居は53万円)	扶養 親族			
◎相続税	税額 控除	20万円×(85歳－相続 者の年齢)		10万円×(85歳 －相続者の年齢)			諫早税務署 22-1370

※ 要件は主なものをあげており、上記記載のもの以外もこれに該当する場合があります。

◎贈与税

特定障害者の方（①特別障害者 及び ②障害者のうち精神に障害がある方）が、一定の信託契約に基づいて金銭等の財産が信託されたときなど一定の要件を満たす場合、特別障害者である特定障害者の方は6千万円、特別障害者以外の特定障害者の方は3千万円を限度に贈与税が非課税となります。

◎消費税及び地方消費税

身体に障害がある方が運転をするため、又は、車いす等を使用したままで乗車できるように改造を施した自動車を購入した場合、購入代金が非課税となります。

本人 運 転	障害を有する者の身体の状態に応じて、一定の補助手段（手動装置、左足用アクセル、足踏み式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席のいずれか）が講じられている自動車。 ※なお、上記の補助手段以外の改造のみが施された自動車、例えばハンドルに旋回装置（ノブ）のみを装着したもの等は該当になりません。	改造を施した自動車を購入する場合 →購入代金が非課税 既に購入した一般自動車を改造する場合 →改造代金のみが非課税
介 護 者 運 転	車いす等昇降装置を装備し、かつ、車いす等の固定等に必要改造を行っている自動車。 ※ただし、乗車定員が11人以上の普通自動車については、車いす等を使用する者をもっぱら搬送するものに限られます。	改造を施した自動車を修理する場合 →改造を施した部分の修理代金は非課税

〔問合せ 諫早税務署 22-1370〕

◎個人事業税

両眼の視力が0.06以下の視覚障害がある方で、あんま・はり・きゅうなどの医業に類する事業を個人で行っている方は、個人事業税が非課税となります。

〔問合せ 県央振興局税務部 22-0508〕

普通自動車の自動車税（環境性能割・種別税）、軽自動車税（種別割）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が自動車を運転する場合、手帳の交付を受けた方の家族が代わって通学・通所・通院・生業のために自動車を運転する場合および単身世帯の障害者が所有している自動車をその障害者を常時介護する者が運転する場合に自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

◆ 減免対象者の範囲（手帳の対象となる範囲）

障害の区分		障害の程度（号については巻末の等級表をご覧ください）		
		○障害者が自ら運転する場合 （本人運転）	○障害者のために生計を一にする者が運転する場合（家族運転） ○障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1号	1級～3級・4級の1号	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳の総合等級が1級・2級	①1級～3級 ②4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳の総合等級が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	療育手帳	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1級・2級	1級・2級
		【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級～6級	1級～3級
		肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級	
療育手帳	重度（A1，A2）	重度（A1，A2）		
精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く。）	1級（自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く。）		

※再認定日（継続日）を経過した手帳は対象外となります。

※障害の程度は、手帳そのものの等級ではなく「障害の区分（内臓であれば臓器別）」ごとの障害等級により判断されます。（下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断します。）

◆ 減免対象自動車の要件

区 分	自動車の名義人	運 転 者	使用目的
障害者が自ら運転する場合 （本人運転の場合）	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	障害者本人	特に 問いません
障害者のために生計を一にする者が運転する場合 （家族運転の場合）		障害者と生計を一にする者	専ら障害者の 通学・通所・ 通院・生業 のため
障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が運転する場合 （常時介護者運転の場合）	障害者本人	障害者を常時介護する者	

※生計を一にする者とは、障害者と日常生活の資を共にし、同一生計を営む親族をいいます。（詳しくは県央振興局税務部又は市役所市民税課へお尋ねください。）

◆ 減免申請に必要な書類等

◎自動車税（環境性能割・種別割）（※新規申請の場合）

本人運転の場合	①減免申請書 ②納税義務者（自動車の名義人）の認印 ③手帳（原本が必要） ④運転免許証（原本が必要） ⑤納税義務者（自動車の名義人）が障害者と生計を一にする者である場合は、障害者と納税義務者（自動車の名義人）が生計を一であることを証する書面 ・住民票（謄本又は抄本）・健康保険証等 ⑥車検証（新規に登録する自動車を減免申請する場合は車台番号がわかるもの）
家族運転の場合	①減免申請書 ②納税義務者（自動車の名義人）の認印 ③手帳（原本が必要） ④運転免許証（原本が必要） ⑤利用目的に応じて次のいずれかの書類 （ア）通学・通所証明書（イ）通院証明書（ウ）生業の実態を明らかにするもの （エ）帰宅証明書 ※いずれも年間を通じて月に1回以上使用する見込があること。 ⑥障害者、運転者、納税義務者（自動車の名義人）が生計を一であることを証する書面 ・住民票（謄本又は抄本）・健康保険証等 ⑦車検証（新規に登録する自動車を減免申請する場合は車台番号がわかるもの）
常時介護者運転の場合	①減免申請書 ②納税義務者（自動車の名義人）の認印 ③手帳（原本が必要） ④運転免許証（原本が必要） ⑤運行計画書兼証明書… <u>自動車の使用目的を証する書面で、年間を通じて通学や通院等に週3回以上の使用計画及び使用する見込みがあること</u> ⑥誓約書 ⑦障害者のみで構成される世帯であることを証する書面（住民票謄本及び手帳） ⑧車検証（新規に登録する自動車を減免申請する場合は車台番号がわかるもの）

（※詳しくは県央振興局税務部へお尋ねください。）

◎軽自動車税（種別割）

- ①軽自動車税（種別割）減免申請書 ②手帳（原本が必要）③車検証（コピー可）
- ④運転者の運転免許証（コピー可）
- ⑤車両の用途に関する申出書（障害者である本人以外が運転をする場合に必要）
- ⑥納税義務者のマイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類（顔写真付きの身分証明書など）

■軽自動車税（種別割）の減免に関して

- ・減免の承認を受けた年度の翌年度以降は減免の申請方法が変わります。
（※減免を受けた状態に変更がない場合に限る）
- ・全額免除されます。
- ・月割減免はありませんので、毎年4月1日から納期限の7日前（5月中旬ごろ）までの間に手続きをしてください。

（※詳しくは市役所市民税課へお尋ねください。）

◆ 減免申請を行うに当たって注意点

- ・減免できる自動車は、障害者1人に対し、1台に限ります。（自動車・軽自動車問わず）
- ・減免の対象となる者や申請の方法は、自動車税（環境性能割・種別割）の県税と、軽自動車税（種別割）の市税では異なる部分があります。詳細については各申請場所にご確認ください。申請場所は下の問合せ先と同様です。

問合せ
自動車税（環境性能割・種別割）は 県央振興局税務部 22-0508
軽自動車税（種別割）は 市役所市民税課又は各支所地域総務課